

## ツキノワグマ出没対策連絡会次第

日時：令和5年7月12日（水）  
午前10時00分から  
場所：結とぴあ201・202号室

### 1 あいさつ

### 2 議題

(1) 今年度の出没状況について . . . 資料No.1

(2) 人身被害防止のための対策について . . . 資料No.2

### 3 その他

福井県内のツキノワグマの出没状況（令和元年度～令和5年度）

1 クマの出没（目撃・痕跡・捕獲・人身被害）件数・有害鳥獣捕獲頭数\*

（令和5年7月2日）

※錯誤捕獲され、放獣したものを含む

（上段：出没件数 下段カッコ内：有害鳥獣捕獲頭数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計	4～8月 累計	9～3月 累計
県全域	R1年度	9 (5)	68 (21)	137 (67)	69 (27)	30 (12)	78 (31)	297 (42)	186 (40)	30 (5)	5 (0)	2 (0)	3 (0)	914 (250)	313 (132)	601 (118)
	R2年度	10 (4)	44 (12)	139 (28)	102 (37)	91 (30)	141 (37)	441 (52)	215 (42)	25 (3)	4 (1)	5 (0)	6 (1)	1223 (247)	386 (111)	837 (136)
	R3年度	20 (0)	67 (17)	88 (21)	63 (13)	27 (11)	33 (19)	41 (15)	35 (7)	20 (6)	2 (0)	3 (0)	4 (0)	403 (109)	265 (62)	138 (47)
	R4年度	11 (0)	61 (21)	95 (17)	33 (6)	20 (6)	25 (9)	39 (11)	21 (10)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	5 (0)	314 (80)	220 (50)	94 (30)
	R5年度	11 (3)	50 (11)	84 (25)	5 (0)									150 (39)	150 (39)	
奥越	R1年度	1 (0)	8 (6)	36 (22)	15 (8)	6 (4)	38 (11)	178 (31)	107 (32)	13 (4)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	404 (118)	66 (40)	338 (78)
	R2年度	1 (0)	14 (1)	39 (9)	39 (18)	32 (17)	52 (18)	115 (20)	66 (16)	7 (1)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	369 (100)	125 (45)	244 (55)
	R3年度	6 (0)	11 (4)	36 (12)	14 (4)	3 (3)	6 (5)	2 (2)	6 (4)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	86 (35)	70 (23)	16 (12)
	R4年度	2 (0)	11 (2)	16 (9)	10 (3)	5 (1)	8 (4)	7 (4)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	63 (26)	44 (15)	19 (11)
	R5年度	2 (0)	10 (4)	26 (14)	2 (0)									40 (18)	40 (18)	
福井・坂井	R1年度	0 (0)	18 (4)	33 (16)	10 (3)	4 (3)	11 (6)	47 (4)	25 (3)	9 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	160 (40)	65 (26)	95 (14)
	R2年度	3 (1)	4 (2)	33 (7)	13 (5)	15 (4)	29 (8)	144 (16)	65 (14)	9 (1)	1 (1)	1 (0)	2 (0)	319 (59)	68 (19)	251 (40)
	R3年度	2 (0)	9 (4)	26 (7)	18 (2)	9 (5)	11 (6)	13 (8)	4 (2)	10 (5)	0 (0)	2 (0)	3 (0)	107 (39)	64 (18)	43 (21)
	R4年度	1 (0)	14 (4)	25 (0)	6 (0)	6 (2)	4 (1)	11 (3)	3 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	3 (0)	76 (11)	52 (6)	24 (5)
	R5年度	4 (0)	18 (2)	29 (3)	3 (0)									54 (5)	54 (5)	
丹南	R1年度	1 (0)	13 (6)	31 (15)	16 (10)	8 (2)	12 (6)	53 (5)	36 (1)	6 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	178 (45)	69 (33)	109 (12)
	R2年度	1 (1)	5 (2)	20 (7)	22 (7)	19 (3)	50 (8)	159 (13)	76 (11)	5 (1)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	361 (53)	67 (20)	294 (33)
	R3年度	9 (0)	14 (2)	9 (0)	18 (3)	7 (2)	9 (6)	13 (4)	10 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	94 (17)	57 (7)	37 (10)
	R4年度	3 (0)	11 (9)	10 (3)	9 (2)	3 (1)	3 (3)	4 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	47 (21)	36 (15)	11 (6)
	R5年度	2 (1)	6 (1)	8 (1)	0 (0)									16 (3)	16 (3)	
嶺南	R1年度	7 (5)	29 (5)	37 (14)	28 (6)	12 (3)	17 (8)	19 (2)	18 (4)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	172 (47)	113 (33)	59 (14)
	R2年度	5 (2)	21 (7)	47 (5)	28 (7)	25 (6)	10 (3)	23 (3)	8 (1)	4 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	174 (35)	126 (27)	48 (8)
	R3年度	3 (0)	33 (7)	17 (2)	13 (4)	8 (1)	7 (2)	13 (1)	15 (1)	7 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	116 (18)	74 (14)	42 (4)
	R4年度	5 (0)	25 (6)	44 (5)	8 (1)	6 (2)	10 (1)	17 (3)	13 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	128 (22)	88 (14)	40 (8)
	R5年度	3 (2)	16 (4)	21 (7)	0 (0)									40 (13)	40 (13)	

2 捕獲頭数の放獣・捕殺・保護飼養頭数の内訳

	放獣頭数		捕殺頭数		保護飼養頭数		放獣 合計	捕殺 合計	合計
	嶺北	嶺南	嶺北	嶺南	嶺北	嶺南			
H29年度	2	1	51	29	0	0	3	80	83
H30年度	5	2	81	60	0	0	7	141	148
R1年度	57	0	146	47	0	0	57	193	250
R2年度	42	4	170	31	0	0	46	201	247
R3年度	0	1	91	17	0	0	1	108	109
R4年度	1	2	57	20	0	0	3	77	80
R5年度	1	2	25	11	0	0	3	36	39

3 人身被害の状況

	人身被害発生年度を記載		
	4月～8月	9月～3月	合計
H29年度	1件(1人)	2件(3人)	3件(4人)
H30年度	0件(0人)	0件(0人)	0件(0人)
R1年度	0件(0人)	9件(9人)	9件(9人)
R2年度	2件(2人)	10件(10人)	12件(12人)
R3年度	1件(1人)	1件(1人)	2件(2人)
R4年度	0件(0人)	0件(0人)	0件(0人)
R5年度	0件(0人)	0件(0人)	0件(0人)

## 市町別クマの出没状況（令和5年度）

○クマの出没（目撃・痕跡・捕獲・人身被害）件数・有害鳥獣捕獲頭数※

令和5年7月2日

※錯誤捕獲され、放獣したものを含む

（ ）内は捕獲頭数（件）

市町	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計	4-8月累計	9-3月累計
福井市	3 (0)	5 (2)	11 (2)	1 (0)									20 (4)	20 (4)	0 (0)
永平寺町	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)									5 (0)	5 (0)	0 (0)
あわら市	0 (0)	11 (0)	14 (0)	1 (0)									26 (0)	26 (0)	0 (0)
坂井市	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (0)									3 (1)	3 (1)	0 (0)
大野市	0 (0)	4 (2)	15 (11)	0 (0)									19 (13)	19 (13)	0 (0)
勝山市	2 (0)	6 (2)	11 (3)	2 (0)									21 (5)	21 (5)	0 (0)
越前市	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)									2 (2)	2 (2)	0 (0)
鯖江市	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)									1 (0)	1 (0)	0 (0)
池田町	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)									2 (1)	2 (1)	0 (0)
南越前町	1 (0)	3 (0)	3 (0)	0 (0)									7 (0)	7 (0)	0 (0)
越前町	0 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)									4 (0)	4 (0)	0 (0)
敦賀市	0 (0)	3 (3)	10 (4)	0 (0)									13 (7)	13 (7)	0 (0)
美浜町	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)									1 (0)	1 (0)	0 (0)
若狭町	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)	0 (0)	0 (0)
小浜市	0 (0)	2 (0)	7 (0)	0 (0)									9 (0)	9 (0)	0 (0)
高浜町	3 (2)	10 (1)	4 (3)	0 (0)									17 (6)	17 (6)	0 (0)
おおい町	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	11 (3)	50 (11)	84 (25)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	150 (39)	150 (39)	0 (0)

## クマの出没状況について（大野市）

令和5年7月2日現在

クマの出没件数及び捕獲頭数：平成16年度～令和5年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～3月	合計	備考
R5	出没件数	0	4	15	0							19	
	放獣頭数	0	0	1	0							1	
	捕殺頭数	0	0	0	0							0	
	錯誤捕獲	0	2	10	0							12	
R4	出没件数	0	0	7	4	2	4	3	2	0	1	23	
	捕獲頭数	0	0	6	2	1	4	3	2	0	0	18	
R3	出没件数	3	3	10	7	3	4	2	3	0	0	35	
	捕獲頭数	0	1	3	4	3	4	2	2	0	0	19	
R2	出没件数	1	8	17	22	20	27	45	21	1	1	163	大量出没年 (本部設置)
	捕獲頭数	0	1	7	15	16	16	11	12	0	0	78	
R1 (H31)	出没件数	1	5	19	13	4	13	45	27	8	1	136	大量出没年 (本部設置)
	捕獲頭数	0	1	14	5	3	7	18	26	4	0	78	
H30	出没件数	0	0	13	17	0	0	0	0	0	0	30	
	捕獲頭数	0	0	4	5	0	0	0	0	0	0	9	
H29	出没件数	0	3	6	5	1	0	3	1	0	0	19	
	捕獲頭数	0	1	2	0	0	0	1	1	0	0	5	
H28	出没件数	1	2	3	6	3	5	0	0	0	0	20	
	捕獲頭数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
H27	出没件数	0	2	1	7	3	0	0	2	0	0	15	
	捕獲頭数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
H26	出没件数	0	1	6	9	10	43	51	18	2	2	142	大量出没年 (本部設置)
	捕獲頭数	0	0	0	1	2	15	17	1	0	2	38	
H25	出没件数	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	5	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H24	出没件数	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	4	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H23	出没件数	3	0	1	5	2	2	1	0	0	0	14	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H22	出没件数	0	2	6	2	5	28	99	32	1	0	175	大量出没年 (本部設置)
	捕獲頭数	0	1	0	0	3	5	13	8	0	0	30	
H21	出没件数	5	2	2	0	0	0	1	0	0	0	10	
	捕獲頭数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
H20	出没件数	4	1	2	1	0	1	5	2	0	0	16	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H18	出没件数					9	66	314	57	0	0	446	大量出没年 (本部設置)
	捕獲頭数					1	11	63	14	1	0	90	
H16	出没件数					3	49	151	31	1	0	235	大量出没年 (本部設置)
	捕獲頭数					0	10	29	3	0	0	42	

# 人身被害防止のための対策について

## 1 地域住民への注意喚起と対策の徹底について

○下記事項について、今後広報おおのに掲載する。チラシを小中学校に配布。

- ・登山やキノコ狩りなどで山に入るときは、必ず音の出る物を携帯する。  
また、朝夕の入山や単独行動は避ける。
- ・カキやクリの木がある場合は、できるだけ早く収穫する。
- ・人家のまわりや田、畑に野菜や生ごみを放置しない。
- ・人気のない場所で車を降りる際は、周りの様子をみる。

○電気柵はクマの集落侵入防止のため、11月中旬まで設置するよう指導している。

## 2 クマ出没対応マニュアルに基づく対策について

### (1) 出没情報の収集

地域住民や捕獲隊に目撃や痕跡を発見した場合は、市農業林業振興課へ連絡するよう依頼する。

### (2) 地域住民や関係機関への出没情報の提供

区長や関係機関を通じて地域住民に出没情報を提供し、注意喚起する。必要に応じ、防災行政無線や広報車を用いて確実に出没情報を伝達し、注意喚起する。

※注意喚起に際し、出没位置図、出没時間等の情報を集約する「福井クマ情報 (FBI) <https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/KUMA/Top.aspx>」への入力による情報提供。

### (3) 捕獲の実施

集落内等への出没や繰り返し出没する場合など、人身危険性がある場合は、「ツキノワグマの捕獲に関する取扱い指針」に基づき、関係機関と協力し捕獲を実施する。

### (4) 体制の確認

	関係機関	連絡窓口	担当
1	周辺地区	各区長	地域住民への周知
2	捕獲隊 (猟友会)	各支部長	捕獲出動
3	大野警察署 刑事生活安全課	生活安全係	周辺パトロール
4	福井県自然環境課 奥越農林総合事務所		緊急措置
5	自然保護センター		放獣 (麻酔銃)
6	教育総務課	学校教育 G	幼稚園、小中学校
7	こども支援課	こども支援 G	保育園、児童館センター等
8	福祉課	社会福祉 G	福祉施設等
9	健康長寿課	長寿 G	介護施設等
10	建設整備課	整備保全 G	亀山周辺、入山規制
11	観光交流課	施設管理 G	観光施設 (越前大野城等)
12	生涯学習・文化財保護課		文化施設 (博物館等)
13	公民館	各公民館	住民からの問い合わせ対応
14	秘書広報室	秘書広報 G	HP による注意喚起
15	防災防犯課	防災防犯 G	防災無線による住民等への周知

# クマに注意！ -おもじこ 思わぬ事故をさけよう-

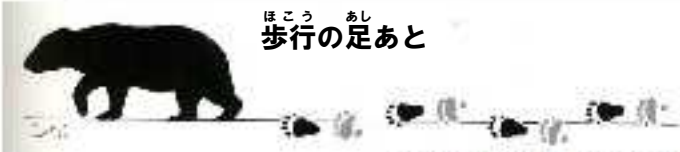


おおのし やま す なつ しぜんかんさつ  
 大野市の山にもクマが住んでいます。夏は自然観察、キャンプ、  
 とざん はい きかい ちゅうい  
 登山などで山に入る機会が多くなりますので注意しましょう。ま  
 た、クマは、山の中を食べ物を探して動きまわるうちに人里へ  
 はい あさはや よるくら うご  
 入ることがあります。クマは、朝早くや夜暗くなってから動き  
 まわ おお がいしゅつ  
 回ることが多いので外出するときは注意してください。

- ◆山の中では、クマよけ鈴など、音の出るもので存在を知らせましょう。
- ◆クマの隠れ場所になりそうな、見通しの悪いところや沢など、狭いところでは注意しましょう。
- ◆山とつながっている林や、川沿いのやぶでも注意しましょう。
- ◆もしクマに出会ったら次のように行動してください。  
 落ち着いてその場から離れましょう。  
 その際、クマに背を向けずに、クマを見ながら、ゆっくり落ち着いて後退してください。  
 あわてた人の急な動作で驚いて、攻撃してくることがあるので、冷静に、あわてず、クマが立ち去ってから、その場を離れましょう。  
 クマをおどろかすので、大声を出したり、走って逃げるのはやめましょう。写真をとるためフラッシュを使うのも止めましょう。  
 子グマをみたら、そっと離れましょう。近くに母グマがいるかもしれません。



クマを見たり、クマの足あとやフンを見つけたら、  
 すぐにおとなにしらせましょう。



【参考文献】米田一彦 (1996) 「山でクマに会う方法」、米田一彦 (1998) 「生かして訪ぐ クマの害」  
 今泉忠明 (十平野めぐみ) (2004) 「野生動物観察事典」

担当：大野市 農業林業振興課【☎64-4818】

## E-1 クマ出没対策本部の設置（大量出没時）

<p>本部設置 まで</p>	<p>1. 本部設置までの会議等</p> <p>(1) 8月に自然保護センター職員と一緒に、亀山の堅果類調査を実施。</p> <p>(2) 9月上旬に県主催でツキノワグマ対策連絡会議開催。ここで堅果類調査の結果を踏まえて県から今後のクマ出没の予測が示される。</p> <p>(3) 県連絡会議を受け、市ツキノワグマ出没対策連絡会を開催。</p> <p>(4) クマの大量出没が予測され、クマの出没が増加傾向にある場合、対策本部を設置するまではクマ対策連絡会議を必要に応じて開催する。</p> <p>①構成員（参集範囲）</p> <p>連絡会は庁内構成員のみ。対策本部設置の際は関係機関も参集対象。</p> <p>本部長：副市長</p> <p>副本部長：地域経済部長</p> <p>本部長員：行政経営部長、健幸福祉部長、くらし環境部長、地域づくり部長、教育委員会事務局長、消防本部消防長、地域づくり部防災防犯課長、教育委員会教育総務課長</p> <p>事務局長：地域経済部農業林業振興課長</p> <p>関係機関：福井県（奥越農林総合事務所林業部、自然保護センター）、大野警察署、福井県猟友会大野支部、福井県猟友会和泉支部、大野市区長連合会</p> <p>②本部設置の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大量出没年度と比較して出没件数が半分以上</li> <li>・市街地での出没が発生した場合</li> </ul> <p>上記の両方を満たした場合は、対策本部の設置について副市長と協議する。</p> <p>2. 本部設置までの被害防除に係る取り組みについて</p> <p>(1) 休日・時間外の対応については、農業林業振興課内で当番2名を受付担当として設置し、必要に応じて対応。</p> <p>(2) 集落等へ出没情報についての連絡（区長、近隣の小中学校、保育園（こども支援課、介護施設（健康長寿課）等）</p> <p>(3) 山際集落等へ、イノシシ被害防止電気柵の設置期間の延長を依頼</p> <p>(4) 必要に応じて、出没地域を中心に広報車による注意喚起</p> <p>(5) 出没に対応するため部内職員の応援を依頼</p> <p>部内の応援職員を3名/日以上確保し、現場対応等を行う</p>
<p>本部設置</p>	<p>1. 本部設置</p> <p>(1) 対策会議にて本部設置を決定。</p> <p>(2) 対策本部設置後、6:00~20:00の間で対応する</p> <p>2. 被害防除についての取り組みについて</p> <p>■地域経済部内対応の場合</p>

	<p>(1) 職員の体制  農業林業振興課職は4名/日以上、部内応援職員は5名/日以上確保し、平日、休日ともに6:00~20:00の間で対応する  ※クマの出没状況によっては、上記の時間帯に限らず対応する</p> <p>(2) 受付体制(2名)  平日: 農業林業振興課職員1名、応援職員1名の2名とし、応援職員は6:00~8:30、17:15~20:00の区分で配置  休日: 農業林業振興課職員1名、応援職員1名の2名とし、8:30~12:45、12:30~17:15の区分で配置  ※上記の時間外は宿直職員の対応とする</p> <p>(3) 現場体制  農業林業振興課〇名/日、応援職員〇名/日は、職場(休日は自宅)待機し、本部からの要請で対応を行う。  現場での対応は、状況に応じて段階的に増員する</p> <p>■全庁体制の場合</p> <p>(1) 職員の体制  平日: 農業林業振興課4名以上/日、地域経済部応援職員5名以上を確保  休日の出没に対応するため、総務課へ応援要請  休日: 農業林業振興課職員は5名/日を確保、地域経済部応援職員は6名/日を確保、部外応援職員は5名/日を確保</p> <p>(2) 受付体制(2名)  平日: 農業林業振興課職員1名、地域経済部応援職員1名の2名とし、応援職員は6:00~8:30、17:15~20:00の区分で配置  休日: 農業林業振興課職員1名、部外応援職員1名の2名とし、8:30~12:45、12:30~17:15の区分で配置  ※上記時間外は宿直職員の対応とする</p> <p>(3) 現場体制  農業林業振興課〇名、部内応援職員〇名、部外応援職員〇名は、職場(休日は自宅)待機し、本部からの要請で対応を行う。  現場での対応は、状況に応じて段階的に増員する</p> <p>(4) クマ出没時および捕獲時の初動体制の強化のため、実施隊員(猟友会)2名の待機及び常駐</p> <p>(5) 市ホームページによるクマ出没注意喚起</p>
<p>大量出没が終息し始めたら</p>	<p>① 応援体制の解除  ② 夜間広報の規模縮小(出没のあった場合のみ実施)  ③ 早朝・夜間・休日の本部待機を解除  ④ 農業林業振興課内で必要に応じて対応。  ⑤ 部解散の時期については本部長と協議する。</p>



## F-1 実施隊員（猟友会員）の常駐

出没情報の通報を受けてから捕獲隊が現地に到着するまでの時間を短縮するために、実施隊員（猟友会員）を常駐し、出没情報に対して迅速に対応できるようにする。

### 1. 実施隊員（猟友会員）

(1) クマの出没件数の増加と初動体制の強化として実施隊員（猟友会員）のうち2名が常駐する

(2) 銃器を所持しての出勤

- ①私用車公務使用の許可申請により対応する。－公用車では不特定多数の人が乗るため、猟銃管理上安全の確保が困難
- ②私用者の燃料費は旅費として支払う。よって出張伺いを必ず作成すること。
- ③出勤報酬：出勤した場合は8,000円/日、待機（出勤なし）の場合は4,000円/日とする。よって出勤記録を必ず作成すること。

### 2. 主な取組内容

(1) 出没情報を基に痕跡確認

主な痕跡：足跡、爪跡、食害跡、糞、クマ棚（枝折り）等

(2) 捕獲檻の設置補助

①捕獲檻保管場所から捕獲檻を設置場所まで運搬

捕獲檻保管場所：上庄堆肥センター

(3) 設置後の巡回（捕獲確認）

①捕獲檻の捕獲状況確認（巡回）－檻設置者が1日1回以上見回るが、市でも巡回を行う（夏場にドラム缶檻内で死亡するケースがあったため）。

(4) 捕獲後の処理

①放獣処理の場合

- ・必ず捕獲隊員と一緒に放獣を行う。
- ・放獣作業の写真を必ず撮影する。

②捕殺処理の場合

- ・捕殺個体の処分は分解処理施設または焼却、埋設処分とする。
- ・焼却処分の際に解体を要する場合は、解体作業を補助する。

# ツキノワグマの捕獲に関する取扱い指針

福井県安全環境部自然環境課  
福井県農林水産部中山間農業・畜産課

ツキノワグマ（以下「クマ」という。）は、豊かな生態系を構成する上で重要な大型動物であり、その繁殖力は他の大型獣類と比べて弱く、保護管理を適切に行う必要がある。

第3期福井県第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）（以下「特定計画」という。）に基づき、クマの保護管理と人身等の被害防止の観点から、有害捕獲<sup>※1</sup>におけるクマの捕獲方法や捕獲後の取扱い方法について下記のとおり取扱い指針を定める。

※1 鳥獣の管理を目的とする捕獲等のうち、野生鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止および軽減を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条に規定する鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等

## 1 有害捕獲の考え方

- ・集落でのクマの出没に対しては、迅速な問題個体の有害捕獲を実施し、人身被害防止に努めることとする。
- ・集落周辺では、集落等へクマが出没しないよう積極的に有害捕獲を行う。
- ・奥山では、人身被害防止等でやむをえない場合を除き、有害捕獲は行わない。
- ・錯誤捕獲された場合は、「4 放獣に関する留意事項」を参照の上、原則放獣しなければならない。
- ・農林水産業等の被害については、適切な防除対策により被害を軽減または防止することが可能であることから、防除を優先させることとし、捕獲は慎重な判断により実施することとする。

## 2 捕獲方法について

- ・原則、ドラム缶式はこわなによる捕獲とする。
- ・わなを設置する際は、人身被害を誘発しないよう設置場所に留意するとともに、集落住民等へ周知する。
- ・1日に1回以上は捕獲確認を行い、適正な管理に努める。

## 3 捕獲個体の捕殺・放獣の考え方について

- ・集落やその周辺に、繰り返し出没する場合や危険な出没の場合など、人身被害の危険性を生じさせるクマについては、原則、捕殺する。ただし、クマの地域個体群の安定的な維持の観点から、年間の捕獲上限数<sup>※2</sup>を上回る場合は、可能な限り放獣に努めるものとする。
- ・クマの放獣作業は危険であるため、麻酔薬等の投与による個体の不動化が可能な場合など、安全に放獣作業が可能な体制のもと、次項に留意して実施することとする。

※2 特定計画で定めた年間の捕獲上限数  
嶺北地域 120 頭、嶺南地域 36 頭

#### 4 放獣に関する留意事項

- ・集落付近において捕獲された場合など、その場で放獣することが適当でない場合は、奥山等の適切な場所へ移動させて放獣（移動放獣）することとする。
- ・移動放獣は原則同一市町内で行うこととする。
- ・移動放獣を行う場合は、事故防止の観点から、原則、麻酔をかけ、可能な限り耳標等により捕獲済認証を施し、クマの性別、体長や体重の計測および撮影を行い、放獣場所に運搬する。また、放獣場所で麻酔が完全に覚めたことを確認し、唐辛子スプレーや爆竹等により嫌悪条件付けを行ってから放獣することとする。その際、周辺的安全確認を十分行い、事故防止に努める。

#### 5 その他の必要事項

- ・市町は、迅速な有害捕獲が行える捕獲隊を組織するとともに、捕獲に際し、捕獲許可申請の手続きをはじめ県や警察との連携、地元住民等への情報提供等について、速やかに対応できる体制を整備する。
- ・市町は、捕獲、放獣および捕殺を行った場合、「ツキノワグマ出没情報収集配信システム」に必要事項を登録して、県自然環境課と県中山間農業・畜産課に報告する。
- ・有害捕獲により捕殺されたクマについては、市町は有害捕獲隊員の協力を得て、モニタリングに必要な試料や情報を採取し県へ提供するとともに、残渣については適正に処理する。また、必要に応じて、普及啓発のための資料として活用する。

H16. 10. 7作成

H17. 4. 1一部修正

H17. 5. 31一部修正

H18. 4. 1一部修正

H22. 4. 1一部修正

H23. 4. 1一部修正

H26. 4. 1一部修正

H28. 9. 14 一部修正

H29. 4. 1一部修正

R01. 10. 1一部修正

R04. 4. 1 修正

## 大野市クマ出没対策本部設置要領

### (設置)

第1条 ツキノワグマによる人身被害等が発生する危険性が高い場合に、関係機関及び団体と連携し、各種対策を的確に推進して被害を未然に防ぐため、大野市クマ出没対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 住民の安全確保及び避難誘導に関すること。
- (2) 住民への出没に関する情報提供及び出没地区への注意喚起に関すること。
- (3) 出没現場周辺の警戒及び捜索に関すること。
- (4) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 本部は、別表第1の構成員をもって構成する。

- 2 本部長は副市長、副本部長は地域経済部長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を統括し、会議の議長となる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (本部の設置及び解散)

第4条 本部長は市長の命を受け、本部を設置し、又は解散する。

### (会議)

第5条 会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認められるときは、別表第2に定める協力関係の代表を会議に出席させ、意見または説明を求めることができるものとする。

### (事務局)

第6条 本部の事務は、地域経済部農業林業振興課において処理する。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、その都度協議して定める。

### 附則

この要領は、平成18年10月2日から施行する。

### 附則

この要領は、平成22年9月16日から施行する。

### 附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役職名	職名
本部長	副市長
副本部長	地域経済部長
本部員	行政経営部長
	健福祉部長
	くらし環境部長
	地域づくり部長
	教育委員会事務局長
	消防本部消防長
	地域づくり部防災防犯課長
	教育委員会教育総務課長

別表第2（第5条関係）

機関名
福井県 大野警察署 福井県猟友会大野支部 福井県猟友会和泉支部 大野市区長連合会

## ツキノワグマによる人身被害の防止について

人身事故防止対応については、「福井県ツキノワグマ人身被害防止対応マニュアル」を参照し、対策を実施してください。

## 冬眠明けの春から夏にかけてのクマの行動と対策

## 【春】

- ・3月下旬～4月に冬眠から目覚める。
- ・春は、山菜採りやハイキング、山作業等で、人が山に入ってクマと遭遇する機会が増える。
- ・親子グマと遭遇した場合は特に注意が必要。
- ・入山者に対して、事故防止の注意喚起が重要となる。

## 【夏】

- ・クマの繁殖時期、親離れの時期であり、行動範囲が広がる。
- ・6～7月は、1年で最も目撃数が増加する時期となり、事故の危険性も高まる（秋の大量出沒年を除く）。
- ・ハチの巣や機械油など誘引物に執着し、家屋侵入した事例もある。
- ・山では、スギなどの樹皮を剥いで食べる等の「クマ剥ぎ」が発生することがあるためクマ剥ぎ防止ネット等で防除することが重要である。
- ・入山者への注意を行うとともに、クマのエサとなる誘引物を放置しないよう注意喚起が重要である。



(福井県ホームページ掲載資料「クマと人の共存をめざして」より)

## 1 事前対策について

### 1 被害防止の普及(マニュアルP3 1-(3)イ)

住民に対し、日ごろからクマを引き寄せない、クマと出遭わない、出遭ってしまった場合の必要な対策について周知と注意喚起を行ってください。

※ 別添チラシ『冬眠明けのクマに注意』を参考に、住民および入山者(登山客、観光客)へ注意喚起し、事故防止に努めてください。

#### 【注意喚起の方法】

- 登山客等：登山口・目撃地での看板設置
  - 観光客等：各市町の観光部局と連携
  - 住民・森林作業者：市町の広報誌、回覧板、ホームページ等へ掲載
- ※注意喚起に際し、出没位置図、出没時間等の情報が必要なときは、「福井クマ情報(FBI) <https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/KUMA/Top.aspx>」をご活用ください。

また、有害鳥獣の捕獲従事者に対し、はこわなのエサに誘引されたクマや、錯誤捕獲されたクマによって人身被害が発生しないよう、民家や学校等の付近にはわなを設置しない、錯誤捕獲されたクマには一人で対応しない等の万全の注意を払うよう、指導してください。(マニュアルP10 別紙3)

### 2 出没情報の収集(マニュアルP3 1-(3)ア)

- ・予め住民や入山者に対し、目撃や痕跡を発見した場合には直ちに市役所・町役場に連絡するよう依頼するとともに、管内の警察や捕獲隊に寄せられた出没情報についても収集し、情報の集約(FBIへの入力)に努めてください。
- ・FBIの入力により、市町をまたがる広域的に出没や人身事故に関する情報共有や情報蓄積が可能となり、過去のデータを分析することにより事故防止対策等に活用が可能となります。

### 3 捕獲体制の整備(マニュアルP3 1-(3)ウ)

- ・クマを安全に捕獲できるドラム缶式「はこわな」を準備し、必要な時に迅速に使用できる状態を確保してください。
  - ・県猟友会の協力を得て、銃によりクマと対峙できる捕獲隊員を把握(有害捕獲隊の名簿から選抜する等)し、集落等への出没時の対応に備えてください。
- ※捕獲情報は、必ずFBIへ入力し県自然環境課へ報告をお願いします。

### 4 出没時の対応体制の整備・確認(マニュアルP3 1-(3)エ)

集落等への出没時の被害防止対策を迅速に実施できるよう、捕獲隊、警察、県農林総合事務所等、教育機関等との連絡体制、出動体制を整備、確認してください。

## 2 出沒対策(集落等への出沒)

集落等へクマが出沒した場合には、出沒・人身被害発生時対応フローにより、人身被害防止に努めてください。(マニュアル P11 別紙4)

### 1 地域住民および学校等への注意喚起(マニュアル P5 2-(3)ア)

- ・市町は、クマの出沒の通報を受けた場合は、出沒集落および近隣の区長(地域住民)、教育委員会、学校や病院、福祉施設等に対して注意喚起してください。
- ・市町(教育委員会)は、近隣小中学校の児童生徒の登下校や学校行事の際における安全が図られるよう、学校に対し必要な情報の提供や注意喚起ってください。

### 2 出沒クマの調査(マニュアル P5 2-(3)イ)

- ・必要に応じて出沒の現地へ行き、クマの出沒状況(出沒位置、逃走経路、居場所等)を調査し被害の危険性や継続性を判断してください。
- ・必要に応じて、捕獲隊の出動や所轄警察署に協力を要請してください。

### 3 被害防止対策(マニュアル P5 2-(3)ウ)

- ・被害防止のため、追払い、誘因物の除去、はこわなの設置、銃による捕獲等の必要な措置を講じてください。
- ・集落等におけるツキノワグマの捕獲等については、集落等におけるツキノワグマの捕獲等のガイドライン(マニュアルP12 別紙5)に基づき実施してください。
- ・銃による捕獲や追払い等を安全に行うため、警察と連携し必要に応じて出沒現場およびその付近への地域住民の立ち入り制限を行ってください。

## 人身被害発生・出沒時の被害防止対策の連絡について

○人身被害の発生またはその防止のための銃を用いた緊急的な被害防止対策措置が必要な場合は、必ず、自然環境課へ連絡をお願いします。

- ・平日(時間内)は自然環境課へ電話し、位置図等の詳細情報はFAXする。

県自然環境課 電話 0776-20-0306

FAX 0776-20-0635

- ・休日、夜間の場合は、下記へ電話し迅速に情報を伝達する。

携帯電話 090-3156-8860 (公用)

## 3 人身被害対応

人身被害が発生した場合は、救急搬送など被害者の保護を最優先とし、必要に応じて出沒対策を講じてください。

### 1 被害防止対策の実施(マニュアル P7 4-(2)イ)

- ・人身被害の発生現場で危険性が継続している場合は、特に、地域住民に注意喚起してください。
- ・加害クマの捕獲や誘因物の除去等により人身被害対策を講じてください。
- ・加害クマが、生息地である森林へ逃走し行方が分からなくなった場合は、捕獲行為中の二次的な人身被害の防止や、加害クマを特定した捕獲が困難であることなどから、積極的な捕獲は注意が必要です(推奨しない)。



## 冬眠明けのクマに注意！



春、クマは冬眠（冬ごもり）から覚め、食べ物を求めて活発に活動します。県内の山はクマの生息地ですから、どこの山林でもクマと出遭う可能性があります。

山に入る場合は、クマと出遭わないよう、次のことにご注意ください。

### ◇身近な里山でもクマは暮らしています。

行き馴れた身近な里山でも、クマとの遭遇に注意を払うことが必要です。

### ◇鈴、拍手、大声、ラジオなど大きな音を出して移動し、クマに自分の存在を知らせる。

クマは聴覚や嗅覚が人より優れているため、人の接近をいち早く察知し、人を避けます。

### ◇悪天候の日は特に注意。

雨や風の音、霧などにより、クマも人の気配に気づかず至近距離まで接近することがあります。



ツキノワグマの糞

(食べ物によって、また体調によって形や色が変わります。)

### ◇山菜採りはほどほどに。

山菜はクマも好物です。山菜の多いところにはクマもいることが多いので、足跡や糞などを見つけたら引き返しましょう。

### ◇入山地域のクマの出没状況を確認し、危険な場所には近づかない。

細心の注意をもって山に入りましょう。

早朝や夕方は特に注意が必要です。

日中はヤブや林などの薄暗い場所には近づかない。

### ◇子グマを見たらそっと立ち去る。

近くには必ず母グマがいます。子グマがかわいいからと近づいたりすると、母グマが突然現われて人を攻撃することがあります。



ツキノワグマの足跡

◆クマを目撃した場合やクマの痕跡を見つけた場合は、直ちに市町や最寄りの警察署に連絡してください。

◆クマに出遭った場合の対処方法などについて、福井県ホームページ

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/index.html>

で詳しくご紹介しています。



福井クマ情報

(クマの出没状況がわかります)

## 冬眠明けのクマに注意！



春になると、クマは冬眠（冬ごもり）から覚め、活動を開始します。  
県内の山はクマの生息地ですから、どこの山林でもクマに出遭う可能性があります。  
山に入る場合には、クマと出遭わないよう次のことにご注意ください。

◇ 近くの里山にもクマは暮らしているので、クマとの遭遇に注意する。

◇ 鈴、拍手、大声、ラジオなど音を出して移動し、クマに自分の存在を知らせるようにする。

◇ 悪天候の日はクマが人の気配に気づきにくいので特に注意する。

◇ 山菜採りは十分注意する。  
クマも好物の山菜を食べにやってきます。

◇ 入山地域のクマの出没状況を確認し、危険な場所には近づかない。  
早朝や夕方は特に注意が必要です。

◇ 子グマを見たらそっと立ち去る。



ツキノワグマの糞

食べ物によって、また体調によって形や色が変わります。



前足

後ろ足

ツキノワグマの足跡

クマを目撃した場合やクマの痕跡を見つけた場合は、  
直ちに市町や最寄りの警察署に連絡してください。

春～夏の山では

# クマに注意!



春～夏にかけて、山菜採りや登山時など、山でのクマによる人身事故が発生します。  
山に入るときは、次のことにご注意ください。

クマに出遭わないために

- ❗ 鈴、ラジオ、大声などで、大きな音を出す
- ❗ 悪天候の日は山に入らない
- ❗ クマの痕跡を見たらすぐに立ち去る

クマと出遭ってしまったら

- ❗ 静かにゆっくりと後ずさりして逃げる
- ❗ 子グマには近づかず、そっと立ち去る

※クマを目撃等した場合は、市町役場か最寄りの警察署へお知らせください。



クマの糞(一例)

クマの糞は食べ物や体調によって、形や色が変わります。



クマの足跡

クマの足跡は幅10cm程で、大人の手の大きさくらいです。

## 【春～夏の事故事例】

- ① 平成22年4月(越前市)  
登山道の入り口付近で山菜採りをしていたところ、クマに襲われる。
- ② 平成22年6月(坂井市)  
登山道の草刈作業を終え、下山中にクマと遭遇し、襲われる。
- ③ 平成25年5月(勝山市)  
山林内でウォーキング中にクマに襲われ、川に転落。



# クマの痕跡に注意しましょう！

○糞（一例です。このほかにも、食べ物によって、また体調によって形や色が変わります。）



○クマ剥ぎ



【シカの皮剥ぎと異なるポイント】

- ・ 3～4筋の歯跡がある
- ・ はがれた樹皮が樹とつながっている

○爪跡



○クマ棚（クマが木に登り木の枝を折ってエサを食べることがあり、折った枝を座布団のように敷いて食べ続けるためにできる樹上の痕跡。）

